

◎有効期間の更新

	提出部数	
	原本	コピー
○提出様式		
① 職業紹介事業有効期間の更新申請書(様式第1号){第1面～第2面}	1	2
② 職業紹介事業計画書(様式第2号)※申請事業所ごとに作成が必要です。	1	2

○添付書類(⑭、⑮、⑰)は申請事業所ごとに提出が必要です)

法人の場合

③ 定款又は寄附行為(変更後のものが作成されていない場合は、株主総会議事録も添付)※1		2
④ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)※1※2	1	1
⑤ 最近の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書		2
⑥ 法人税の納税申告書(別表1)「税務署受理印があるもの」、(別表4) ※電子申請の場合は税務署受付メールのコピー(『メール詳細』の記載があるもの)も添付。		2
⑦ 法人税の納税証明書(その2所得金額用)	1	1

個人の場合

<青色申告・白色申告共通>

⑧ 最近の納税期における所得税の納税申告書「税務署受理印があるもの」 ※電子申請の場合は税務署受付メールのコピー(『メール詳細』の記載があるもの)も添付。		2
⑨ 納税証明書(その2所得金額用)	1	1
⑩ 残高証明書(同一証明日)	1	1

<青色申告の場合>

⑪ 最近の納税期における所得税青色申告書決算書「税務署受理印があるもの」 ※電子申請の場合は税務署受付メールのコピー(『メール詳細』の記載があるもの)も添付。		2
--	--	---

<白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみを作成する場合>

⑫ 貸付残高証明書(同一証明日)	1	1
⑬ 不動産(土地建物)登記事項証明書※1及び固定資産税評価額証明書	1	1

★財産要件

基準資産額(資産[繰延資産及び営業権(暖簾)を除く]総額－負債総額)≥350万円×紹介事業所数

法人・個人共通

⑭ 職業紹介責任者講習受講証明書(許可更新日前5年以内の受講が必要です)		2
⑮ 個人情報適正管理規程※1		2
⑯ 役員・職業紹介責任者の住民票(本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの) ※従前の届出等で本籍の記載がある住民票を提出している場合は省略可能	1	1
⑰ 業務の運営に関する規程 ※取扱職種・地域の限定、手数料の設定等、その内容に応じて作成	1	1

※上記以外にも書類内容に応じて別途、確認書類(各種契約、覚書等)をお願いする場合があります

※1…既に提出されているものに変更があった場合のみ提出を要します。

※2…労働局が登記情報連携システムを利用することにより最新内容が記載された登記事項証明書を手取できる場合は、添付を省略することができます。

添付を省略する際は、以下の情報を以下の情報をお知らせいただきますようご協力をお願いします。

- ・法人登記簿謄本を省略する場合…法人番号(13桁)又は会社法人番号(12桁)
- ・不動産(建物)登記簿謄本を省略する場合…所在及び家屋番号(住所と異なる場合があります)又は不動産番号
- ・不動産(土地)登記簿謄本を省略する場合…所在及び地番(住所と異なる場合があります)又は不動産番号

★提出期限

有効期間更新日の3ヶ月前まで

※申請にあたっては期限に余裕をもって手続きをお願いします。

★更新申請手数料(申請書に貼らずに持参)

・収入印紙1万8千円×職業紹介事業を行う事業所数

★提出先

事業主(本社所在地・住所地)を管轄する労働局

☆注意

有効期間更新手続きをされない場合は、有効期間満了後は職業紹介事業は行えません
変更事項があり、届出されていない場合は、変更届の提出が別途必要となります。